

和歌山県子ども・子育て会議（第3回）議事概要

- 1 開催日時 平成26年7月4日（金）13:30～15:30
- 2 開催場所 和歌山県自治会館 3階 会議室304
- 3 出席者 上田委員、金川委員（会長）、川野委員（副会長）、口井委員、久保田委員、小林専門委員、千畑専門委員、森田委員、山根委員（五十音順）
- 4 議事概要
議事に先立ち、福祉保健部子ども未来課長挨拶

【議事1】国の子ども・子育て会議等における動向について

事務局

資料1-1（本格施行までの自治体における作業スケジュールイメージ）、資料1-2（27年度施行に向けて市町村で行うべき準備事務について）により説明。

会長

ただ今事務局から、国のこれまでの動向について説明がありました。単価と利用者負担も定まってきたということです。委員から何かご質問やご意見、ご確認したいことがありましたら、よろしくをお願いします。

会長

それでは私から一点確認ということで、国の指示というか、こういうふうにしてくださいという資料、具体的には資料1-2、平成27年の子ども・子育て新制度に向けて市町村で行う準備事務についてという工程表ですね。その真ん中あたりの市町村子ども子育ての計画ですが、9月までにニーズ量を踏まえた市町村の整備の量と確保方策を出していくという話だったと思います。

私も複数の市町村に話を聞いていますが、正直、進んでいるところもあれば進んでいないところもあるので、ちょっと和歌山県として、指導ではないですが、「ほかの市町村もこのようなペースではじめていますよ」というような声掛けをしてもらうことが必要であると思います。

ごく一部の市町村では、子ども・子育て会議を経ないまま話を進めているところも見受けられるみたいですので、そうすると、やはり量と確保方策についてはきちんと会議をもつていただいて、市町村の住民方に諮っていただく必要がありますので、そのあたりを周知、それから時期等の周知をよろしくお願ひしたいと思います。

他に疑問点等ございますか。

専門委員

一点確認したい。公定価格がある程度決まってきた中で、これは経済条件にもよるんでしょうけど、来年の10月には消費増税が予定されているということで、この公定価格はある程度そこを見込んでいるのか、あるいはそのときになったらまた見直されるのでしょうか。

事務局

5月に示された公定価格の数字は、平成29年に消費税が10%、満額になったものと仮定しての数字です。

会長

他に、ご意見等ございますか。

(質問等なし)

それでは、国の動向についてはご確認いただいたということで、議事の2、「和歌山県子ども・子育て支援事業支援計画(素案)」として、現時点での県計画の内容について、事務局から説明してください。

(事務局から資料に沿って説明)

会長

県計画の素案ということで説明していただきました。中に、こういうことを書き込んでほしいであるとか、例えばこういった項目はどうかという御議論もあろうかと思いますが、ちょっと御意見についてはあとでお伺いするとして、とりあえず資料5の論点1・2・3をまず御確認いただいた方がよろしいかと思います。こちらの御確認をいただいて、御議論をいただいた後に、構成ということに入らせていただきたいと思います。

まずは論点1ということで、詳しくは資料の6になります。この冊子だと15ページですね。これは、認定こども園に移る場合の例外ととらえていいんですかね。例外的にこういう取り扱いをしなければならないということなんですよね。国の方針で、こういうふうにすることになっているということで、和歌山県でやらないというわけにはいかないですね。

事務局

ただ、具体的にどうするかということまでは、国の方でも書いていませんので、具体的にどうするかということについては、県で考えることとなります。

会長

それで、一応事務局からの提案としては、基本指針に則って、原則としては供給量の方が多い場合は認可・認定しなくていいんだけど、認定こども園への移行を進めるため

に、県で需要量を便宜的に上乘せをするというようなかたちでよろしいかどうかということです。これについて御意見等がありましたら、よろしくをお願いします。

(質問等なし)

と、いうことになっています。一応、こういったかたちをとることで、国の方は認定こども園へ移行していきたいということです。

委員

認定こども園に移行すれば、先ほどの説明でも従来の予算よりも10%割増の数字で下りてくると言っていましたよね。

事務局

認定こども園になれば10%増しになるということではありません。それぞれの形態のままで、取り組み次第によっては10%上がるという説明でして、幼稚園あるいは保育所から認定こども園になった場合にどれだけ上がるかということは、国でも示しておりません。

委員

論点1について、他に違う考え方を持っていれば、教えてもらいたい。

事務局

申し訳ありません。考え方としてはこれ一つで、これでよろしいでしょうかというものです。

委員

ということであれば、資料6の2枚目に、単純に申請があった分の10人なら10人、20人なら20人を県としては上乘せして書くという考え方だとは思いますが、今ここでそれが確定するわけではないと思いますが、今後ニーズ調査が固まって来たとき、また、今後の情勢を考えていったときに、需要を便宜上上乘せ、またもうちょっと上乘せということがあり得るのかどうか、それとも10人申請が来たから10人増やしましたということになるのですか。

事務局

さらに遊びの部分を設定しておくかということですね。意向調査をしたときには希望していた園が、例えば2園しかなかったのが、実際は3園、4園出て来たときに備えておこななくていいのかということですね。確かに、おっしゃるとおり、きちきちに設定しておきますと、せっかく上乘せしているのにまた足りないということになってまいります、その辺りは、今後ニーズ調査なり、意向調査や市町村の子育て会議の御意見などで具体的に数も出てこようかと思っております。

そのときどきにどれぐらいの数がいいのかというのは、考え方としては、施設の意向と市町村の考え方に沿って進めていくのですが、遊びの部分をどうするか、あるいは出て来

たときに変更を考えればいいんじゃないのかという考え方もありますので、それはこれから進めていく中で考えさせていただきたいと思っております。

委員

数字上の話は、まだはっきりなっていないと、もともと言われていますから、架空の数値としてもいいんですけど、実際問題として、私ども保育園ですから、1号認定を受け入れないと幼保連携型の子ども園にならないんですよね。

事務局

幼保連携型認定こども園の場合は、最低限2号の定員設定があれば認められるということになっておりまして、必ずしも1号はなくても・・・

委員

それはわかっているんだけど、公定価格は、2号・3号について、保育園も幼保連携型認定こども園も単価が一緒なんですよ。1号が入らないことには、全部単価が同じなんです。先ほど、1割増えるという話があったが、保育園としては現在2号と3号を受け入れているということで、今度1号が新たに増えないといけないということになりますよね。もし増やそうと思ったらですよ。お金が変わらないんだったら、わざわざ変わる必要がないわけですよ。公定価格を見て、別に変らないんだったら、保育園のままでいたっていいんじゃないのと。

そして、契約が個人契約になるから、そういう負担をするんだったら、今までどおり児童福祉施設で認可してくれた方がいいんじゃないのと。そうすれば、保育料の徴収もないし、お金も変わらないんだからそのままの方がいいよねとなってくると思うんですよ。ものすごく金額で加算があるとか、いろんなプラスがあるならわかるんですが、例えば和歌山市で待機児童がある中で、実際は1号の枠を作ることが難しいんですよ。2号・3号でいっぱいなのに、今いる子どもさんを断ってまで1号認定を入れる枠を作ることが果たして可能かという、多分市町村は認めないと思うんですよ。

だから、こういう図を書いているところは、空き教室があるとかでできる所はいいんだけど、これはよっぽどゆとりのある場合じゃないと、実際今いる子どもさんを断ってまで1号を入れることはない。じゃあ増やしたらいいんじゃないのといっても、施設整備費だって、安心こども基金も今年の方は終わって、次は来年ですよという中で、来年からするといっても、実際問題、施設整備費もつかない、何もできない中で、例えば教室をどうやって増やすのかという議論をしたときに、実態に合わない数字をいくら作っても意味がないし、一番大事な今は今いる子どもや親御さんを守るのがまず第一であって、それからすると、今のままで行ってくれた方が、今でも待機児童がいるのだから、もっと保育園で定員を増やして入れてくれるのが大事だよという考えの保護者も多いんじゃないですか。

保育園の場合は児童福祉の分野で来て今があるから、果たして実際にこういう絵が描けるのかと思う。もし描くんだったら、教室をきちんと作れるということが必要。ところが、

今はできない。今年の整備は終わっていますよと、そして、今年の10月から募集ですよと言ったって、実際は募集なんかできないことがない。

いまでも2号・3号の子どもが入るのに難儀しているのに、わざわざ1号の子どもの枠をその保育園に求めることがあるのだろうか。ある程度の条件が必要だと思う。定員割れを起こしているとか、空き教室がたくさんあって、教室を作らなくてもいいとか。

今国に出ている数字というのはものすごい数字が出ていて、子どもがそんなにいるの？というぐらいの数字が出ていますから、そのとおりにして、それを県で追認して、ここでいう論点で数字を作っても、例えば保育園は全然変わらない、数字を作ったけれども子どもがいるのかいないのか、そこらのところ、相当シビアに実数に合わせるように、ものすごい努力がいると思うんですね。

保育園でも6項目か9項目が増えて、いろんな方を受け入れることができるようになったんですよ、まだお子さんのない方も行かせたいですか、と聞いたら、ぜひ行かせたいですね。そういう方が全部行く方にカウントされるので、その数字をそのまま当てはめても、実際はそんなに利用者がいない。

それを計画していくんですから、よっぽど実数に合わせたかたちにしていかないと、読み間違いがあると、定員ばかりが増えて、子どもはいないし、なぜこんな計画を作ったのと言われてしまう。論点というよりも、できるかたちで資料を作らないと、市町村によって違うと思いますが、和歌山市なんかは多分、ここに書いているような、保育園で1号を設定するのは無理だと思う。新しく作るんだったら別ですが。だから論点というよりも、実際変わる人の身になって積算したらどうなのかなと。和歌山市もまだ積算していないと言っている。積算というより、変わるという説明を誰がするのか。あるいはどうしてどうなるのかというのが、答えが全然出てこない。数も出ない。お金も出ない。それであなた方変わりますかというアンケート調査をして、変わったら戻れないというんでしょう。だから、そんなだったらそのままとあえず、待機児童がなくなってからしたらいいんじゃないのと。

だから、国から、作ったからこれやりなさいと。昔の総合こども園のように全部変わるというのならわかるんだけど、セレクトで変わるんだから、それには十分調査をなささいよと言いながら、正直言って、予定を見ても9月って、数字が出たところで、1回目出したのとあまり変わらないと思うんですよ。国に渡している数字だって、相当修正をかけないと、数字の桁が違うんですから。いくつか間違っているというのではなくて、何倍という数字ですから。そんな中でそれを鵜呑みにして実数の施設をそういうふうに変えていっていいんだろうかと。今までは思わなかったんですが、公定価格を見てからは思うんです。

多分、県は市町村で決めてくださいということだと思うんですよ。イメージどおりこういふかたちであってはまる市町村ばかりだったらいいんですが、確かに定員割れを起こしているところもあると思うんですよ。そこはできると思うんですけど、和歌山市は幼稚園と保育園で100園あるんです。100もあればすみわけもできているし、ある程度、私は公立の幼稚園へ行こう、私は公立の保育園へ行こう、あるいは民間へと、行こうと思ったらどこでも自分のチョイスするところへ行けるという方が迷いがなくていいのかなと思う。

保育園が変われるんですかとシミュレーションをやってみたら、変わらないんですよ。実際これができるんですかと聞かれたら、僕はできないと思います。どうでしょうか、待機児童のあるところですよ。

会長

実際は、委員が言われたような動きになってくると思うんです。1号認定のキャパを広げないと。

委員

行政もそうだと思うんですよ。例えば2号・3号の、保育園へ行かれる子どもがたくさん待っているのに、わざわざ幼稚園へ行かれる1号の子どもの枠を保育所で作りなさいということ、児童福祉の観点からすると、ないことだと思う。幼稚園に2号・3号ができるというなら、それはいいと思うんですよ。

現実には子どもがいるんですから、その子をやめさせてまで1号認定の子どもを入れるような施策をしないと思うんです。だから、この図はないんです。

会長

例えば、これを市町村に見せますよね。

事務局

市町村とはこれから意見交換を図って行って、その中で考え方の整理や状況を把握しながらしてもらいんですが、市町村によっていろいろ状況は違いますが、和歌山市は特に大変だと考えています。

会長

その辺りのすり合わせを、しっかり市町村の意見も聞いた上で、シビアな数字として考えてもらえればと思います。

論点の1というのは、実際にはどれぐらい来るのかなというところはあるような気もしますが、一応この提案のかたちでご了承いただくということにしたいと思います。

続いて論点の2ですね。18ページのところで、資料7です。これについてはそんなに難しい話ではなくて、地域型保育が新たに設けられるにあたって、研修の話ですね。やはり市町村ごとの研修にお任せするのは不安なのではないかという、前回のお話があったので、一括して研修を実施する必要があるのかどうかということですね。どうでしょうか。

委員

これはぜひ県でやってもらわないと、市町村では無理だと思いますよ。市町村に義務付けをして研修をなさいよということですよ。B型・C型のところへ配置する場合に、保育士でない人については市町村に義務付けをする。より質の高い一定の基準が必要になってくるんですね。そうすると、県単位ぐらいでやらないと、市町村でやることになれ

ば、30市町村とも、実施するための人員も抱えていないと思うし、多分それは無理だと思いますよ。30市町村ですることは非効率なので、そういうことは県でされる方が、質の低下を伴わないということがあると思います。和歌山県のどこへ行っても、B型・C型でするお母さん、県の研修を受けているということが一つの目安になると思う。それを市町村に任せるとするのは、和歌山県においてはきわめて乱暴な意見だと思う。いくつか大学があったり、学者がいたりという条件があるところでは構わないと思うんですよ。しかし、和歌山県のように人口が密集しているところと少ないところ、30市町村ばらばらな中で、県が放したら、しないよというところもでてくる。B型・C型はしないよというほうが簡単ですから。やっってくださいという保護者がいても、うちは研修ができないからやりませんというかもしれない。そういうことがないように、県でもらって、県の水準の下ですることが必要だと思います。

委員

私も同じ意見なんですけど、厚労省が出している今の資格の関係のものなんですけど、非常に薄いんですよ。5月28日に厚労省が出している「子育て支援員」という仮称なんですけど、その創設についてというものによると、子育てが一段落した主婦等を対象にして、家庭内保育とか小規模保育の人たちは、10時間ぐらいの研修でいいと。保育コースであれば10時間から15時間ぐらいで資格を云々と。これは前のときもちょうど死亡事故があった時期だったので、皆さんでお話ししましたよね。

やっぱりちゃんと資格を持って一以前に保育士をしていて、しばらく主婦になって、また復活とか、潜在的に資格を眠らせている人ならまだしも、これから新しい人を10時間程度の研修で、0歳から3歳までの子どもさんをみたらいいと、それはちょっとあまりではないかと。

保育所は待機児童がたくさんあるので、ちゃんとした施設もあって、園庭もあって、お日さまを受けて走れるというところに入れた子どもさんたちはラッキーで、でも、入れなかった子どもさんは、保育する側はそんな状況で、施設も狭いところ、これでは子どもに対しても親御さんに対してもすごく格差を作ることになるので、これはやっぱりちょっと考えてもらえたらと思っています。

学童保育クラブも、この資料によると、5時間程度研修を受ければいいと書いていて、私がかかりしたんですよ。私たちは、色々な勉強をさせてもらって、先生でもない、保育士さんでもない、お母さんでもない、その3つを備えた指導をしなければならないということで、それなりに学童保育の専門の研修をしてほしいと県の方にもお願いしているんですが、今、国の考えていることは、あまりにも支援する側もされる側も、危惧するところがいっぱいあります。

会長

みなさん意見は大体一致しておられるようなので、積極的に県が研修を進めていく、かつ、質の向上というか、私としては、国はこういうレベルで言っているけれども、和歌山県としてはやっぱり和歌山県の子どもの育ちをきちっとしたいので、もう少し研修の実施

時間を上乗せするぐらいの勢いでいいと思うんですよ。そういうことも積極的に考えてもらえればいいのかと思います。

論点の2は以上でご了承いただいたということにさせていただきたいと思います。

最後、論点の3ということですが、これは冊子の20ページですね。資料としては資料8で、具体的には広域調整で、まだ詰まっていないんですが、今後市町村との話を踏まえたいうえで検討させていただくということです。少し市町村と話を詰めさせていただきたいということなので、こちらもそれでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。これで、論点1・2・3は了承されたということにさせていただきます。

他、冊子の内容について、まだ若干時間も大丈夫なようですので、もしご意見があればいただければと思います。ただし、内容はまだ書き込んでいくんですよ。皆さんたぶん、具体的な2章以降、22ページ以降の記述がどうなるのか、気になっておられると思うんですよ。でもこれについてはまた、今回も次回も御意見を受けて修正をかけていくということで御了承下さい。なにか気になられたことはありますか。少しこんなことも入った方がいいんじゃないのかという話ですね。

一点だけいいですか。18ページ・19ページ、まさに人の育成というところだと思うんですが、この項目は、保育士と幼稚園教諭とどちらにもかかる項目ということでいいんですか。

事務局

はい。どちらにもかかってくる話です。

会長

それであれば、19ページの3のカッコ書きは、人権保育の推進よりも、人権教育・保育の推進にした方が、きちっと幼稚園の観点も入ってくると思うので、そこは全体を包含するような頭出しにしておいた方がいいと思います。

他になにかお気づきになったことや、次世代の状況の課題を見て、あるいは頭出しでこういうものをもっと重視してほしいというような希望がありましたら、ぜひお願いします。

専門委員

参考資料4-1ですが、男女共同参画計画を策定している市町村の割合というところで、目標値が28年度で80%になっているんですが、子ども・子育てを推進していくという立場であれば、100%に設定するぐらいが本来ではないかと思いますが、なぜ80%と低い数値になっているんですか。

事務局

確かに100%が目指すべき数字ではありますが、県内の状況が現在60%、全国の平均値が25年度で70%ということで、全国平均を下回っている中、100%を目指しつつ、現実的な数字として80%とさせていただいています。

会長

補足させていただきますと、私、前に審議会の会長をしております、そこであった議論としては、村レベルの団体があるので、なかなか100%までは策定しづらいというのが現実の議論としてありました。

おととしと昨年、市町村を回って勉強会を自治体担当者にやってもらって、なるべく町レベルでも共同参画の計画を作ってもらおうという啓発はしています。

会長

他、御意見等ありましたら、ぜひよろしくお願いします。

委員

43ページの、男女が共に安心して働くことができる職場・環境づくりに取り組む企業を登録と書いてありますが、この企業はどれぐらいありますか。

事務局

推進事業者は、6月末現在で59事業者です。

委員

ありがとうございます。いくつか意見があるんですが、9ページのところ、固定的な男女の役割分担意識に否定的な人の割合75%を目指しますということが新紀州っ子元気プランの中にあるんですが、違和感がありまして、たとえ否定的な人の割合が増えたとしても、少子化への歯止めにはまったく関係がないんじゃないかというふうに思うんですね。というよりも、実際に固定的な役割分担ではない、色々なことをチョイスできるような環境を作っていくことの方が重要だと思っているので、あくまでもプランの中の一つですから、こういうものも入っているのはある程度仕方がないかとは思っていますが、これが100になったからといって、「改善しました。評価が得られます」ということではないなというふうに思いますので、そこは、この計画を立てていくうえで、少し意識として持っていただければいいと思います。

それから、実際に今子どもを育てているときに、一私も育児休業が終了して6月から下の子が保育所に行ってるんですが、一この前お母さんたちと話しているときに思ったのが、素案の中で、子どもの最善の利益を考えてとか、女性の働く環境を考えてということが意識されていると思いますが、あるお母さんは、男性の働き方を変えない限り、どんなに女性に働く場所ができたって、子どもを預けられたって、変わりませんよとおっしゃったんです。

確かにそのとおり。私も3年前までは普通にサラリーマンで働いてましたから、今3年間育児休業をとれるようにしてますけど、私が実際に3年前まで働いていた会社に戻るかというと、そんなに経っていたら人も変わっているしやり方も変わっているし、多分、分からないので戻れませんということになると思います。実際に今後素案の中で考えて

いったときに、女性が働きやすい環境というところもとても重要なので、その部分については入っていていいと思うんですが、やっぱり男性あるいは夫婦が家庭の中で意識を変えて、より子どもを育てていける環境づくりというところを意識しないと、最終的に子どもの最善の利益につながらないんじゃないかという気がします。

各企業さん、先ほど59とお聞きして、結構あるんだなと一安心したんですが、私のように幼稚園の事務をしていれば、育児休業を1年とりたいと言っても、事務ですから他の人が対応できるというかたちになると思うんですが、特殊事情がない限り、男性は育児休業をなかなか取れないと思うんです。これはどんなに労働者ががんばっても、どんなに会社がんばっても、越えられない壁というのはあると思うんです。ですから、ワークライフバランスを推奨していくところでは、補助金を出すとか、研修会をすとかいうことだけではなくて、実際の意識を変えていくためには何をすべきか、PRをしたり、ホームページに載せるなど、何かをしていかないと進んでいかないのかなと思っています。

最後に、この中で病児保育が少ないなど。私自身、子どもが風邪を引いたとか、熱が高いとか言われると、仕事そっちのけということになってしまうので、このあたり、県でも推進してほしいと思います。

事務局

今、県の方でも少子化対策ということでいろいろ考えている中で、女性の働く環境とともに男性の働き方も考えていかなければならない、同じように環境の整備を進めていかなければならない問題だと考えております。

それから、ワークライフバランスを整えていくうえでは、いろんな保育ニーズに合った、例えば病児保育や一時預かり、そういったいろんなメニューがたくさんあるような、子育てを支援する施策はこれからも大事だと思っていますので、検討してまいりたいと思います。

委員

先ほど研修という話も出ていたので。私は地域子育て支援センター長として勤めていますが、支援事業については、年に1回ほど県の方で研修をさせていただいていますが、拠点事業で名前が挙がっている事業所さんは、多分補助金をいただいているとか、そういう所が中心だと思うんですが、何時間だけしか開けていないというようなところも多々あるようなんです。そういうところでは、年に1回だけではなくて、もっと気楽に皆が情報交換できる場所を考えてもらえたらと思うので、この機会にお願いしておきたいと思います。

会長

他にご意見は。

委員

会社を経営している立場からお話しさせていただくと、いろいろ男女共同参画の取組をしているんですが、企業経営という立場からいうと、そういうサポートをしていることの

メリットをなかなか出しにくいという現状があります。例えば国のくるみマークの取得などももっと周知していただいて、メリットがあるんだよということを出してもらえたらと思います。経営者仲間との話でも、進めたいと思っているけれど、そうすると競争力の低下になったりとか、もうひとがんばりしないといけないところでがんばれなくなったりとか、デメリットも出てきますので、経営者としては、取り組みたいけれど、なかなか実行しにくい。その辺、もっと子育て応援企業とか、認定するだけでなく、もっとPRしてほしいと思います。

【議事2】和歌山県幼保連携型認定こども園の認可に伴う基準条例（案）の概要について
参考資料3により説明

会長

条例案の概要についての説明ということでした。そのほか、事務局から何かありますか。

事務局

事務局からの議題は以上です。次回のおおむねの日程は、9月末頃にと考えております。主な議題としては、市町村のニーズ量の見込みや、その他の子育て施策の計画案について御審議をお願いしたいと考えております。

会長

その他、委員からなにかありませんか。

なければ、議題について終わりましたので、事務局に進行を返します。

事務局

本日はこれを持ちまして、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。